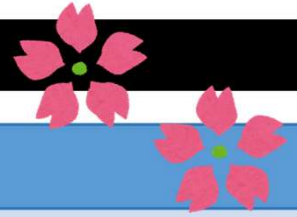




4月に入り、令和4年度がスタートしました。法改正については前回、前々月号等でお知らせしておりますが、改めて4月1日付の法改正情報をお知らせいたします。バックナンバーについては、HPIにアップしておりますのでご覧くださいませ。

## 改正 育児・介護休業法の概要



施行日	内容
令和4年4月1日	① 育児休業を取得しやすい環境整備
	② 妊娠・出産の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置
	③ 有期雇用労働者の育児・介護取得要件の緩和
令和4年10月1日	④ 育児休業の分割取得
	⑤ 男性の育児休業取得促進のための子供の出生直後の期間における柔軟な育児休業の枠組みの創設
令和5年4月1日	⑥ 育児休業取得の状況の公表(1000人以上)

- ①・・・研修の実施、相談窓口設置、制度の説明等いずれかの措置を講じる必要あり
- ②・・・制度の説明をし、休業の取得の意向を口頭ではなく、書面やメール等残る形で意向を確認すること。  
「個別の周知・意向確認の書面」ひな形が厚労省のHPIに載っています。
- ③・・・雇用期間1年未満の労働者も育児休業取得可能となるが、労使協定の締結により除外することが可能。
- ④・・・男女ともに、育児休業を2回に分けて取得が可能になる。一度復帰して再度休業に入ることができる。
- ⑤・・・産後8週間において、男性が4週間休業が可能となる。2週間×2回に分けてもOK。
- ⑥・・・労働者1000人以上の事業所が対象

## 健康保険料率・介護保険料率の変更 ～令和4年3月分保険料より変更

翌月徴収の事業所は4月に支払う給与より変更になります。  
健康保険組合に加入の事業所については料率変更が無い場合もございます。

## 在職老齢年金(60～64歳)について支給停止とならない範囲の拡大 ～令和4年4月より

年金1ヶ月分と標準報酬月額(賞与は按分して上乘せ)の合計が28万以上の場合に調整がかかっていましたが、47万以上の場合になりました。これまで調整がかかっていた方については、年金が一部支給・全額支給になるケースが出てきます。年金額変更通知書が届きますのでご確認願います。

## 年金手帳は基礎年金番号通知書に変わります ～令和4年4月より

令和4年4月以降、新たに年金制度に加入する方、年金手帳の紛失等により再発行を希望する方には、「基礎年金番号通知書」を発行します。

## 雇用保険料の改定 ～令和4年4月より

時期	労働者負担(給与天引き)	事業主負担	合計
現在	0.3%(3/1000)	0.6%(6/1000)	0.9%(9/1000)
令和4年4月～	0.3%(3/1000)	0.65%(6.5/1000)	0.95%(9.5/1000)
令和4年10月～	0.5%(5/1000)	0.85%(8.5/1000)	1.35%(13.5/1000)

※4月～9月までは給与から天引きする雇用保険料率は変更なしです。